

## 第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年10月18日(月)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也  
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子  
24 前田 孝幸

以上9名

欠 席 委 員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹  
白山：瀬田担当主幹 美杉：磯田担当副主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・14 宮本 政春

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは、第10回第2農地部会を開会いたします。  
なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。  
本日の欠席は7番 森 哲也委員の1名で出席委員数は9名でございます。  
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
6番 田口 慶則委員、14番 宮本 政春委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。  
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から11で、件数は11件、合計面積は田が17,409㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  
  
2ページから5ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から8で、件数は8件、合計面積は37,447.41㎡で、その内訳は田が29,379㎡、畑が8,068.41㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書の6ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。  
  
番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,475㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 73㎡、申請地 庄田町大沢 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 18㎡ 外1筆、合計面積 73㎡。  
これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,861㎡、渡人 \_\_\_\_\_、

面積 10,635㎡、申請地 榊原町霜田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 490㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、このあとの議案第7号にてご審議いただきます、利用集積計画の決定の中で、当案件の受人が、3,426㎡を他所より借り受ける旨の案件が計上されています。

番号3、地区 太郎生、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,793㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,640㎡、申請地 美杉町太郎生むじまい\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 168㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は畑で731㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。  
1番と2番、お願いします。

事務局 久居事務局です。1番、10月6日水曜日に諸戸部会長、田口委員、森委員、中野委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。現状は畑地でした。譲受人が取得しようとしている農地の直ぐ西側に自宅があり、特に問題はないと森委員から聞いております。  
2番、こちらも、同様の体制で現地確認を行いました。現状は畑地で、譲受人は、今回取得しようとしている南側に自宅があります。特に問題はないと森委員から聞いております。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

結城委員 18番、結城です。6日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方であるため耕作ができないので譲渡したいということです。受人はこれを譲り受け、引き続き耕作したいということです。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思っております。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 森町上大谷\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,527㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成21年ごろ、隣接地の法面整形工事の際の残土を入れ、以降、申請人の関連法人が利用する資材置場としてきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太唐木垣内\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 49㎡ 外1筆、合計面積 72㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

申請者が相続する以前、昭和63年ごろに建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 家城、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南家城大坪\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 288㎡。

これにつきましては、申請地を住宅敷地とするものです。

申請者が相続する以前、平成19年ごろから、現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,887㎡で、その内訳は田が1,838㎡、畑が49㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

事務局 久居事務局です。10月6日水曜日に諸戸部会長、田口委員、森委員、中野委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。申請人が役員を務める法人の資材置場として転用する計画ですが、現状はすでに資材置場に転用されている旨の始末書も提出されており、森委員からも特に問題はないと聞いております。

議 長 2番、お願いします。

前田委員 24番、前田です。10月6日に守山会長、宮本委員、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。事務局の説明通りで、用途は住宅用地。何ら問題ないかと思っております。よろしくお願いします。

議 長 3番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。10月6日に、中谷、西森両委員、地元推進委員、事務局と現場を見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_から東へ200メートルほど行ったところ。現状としては住宅地化された場所で、始末書が出ておりますし、事務局の説明通り何ら問題ないかと思っております。お願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高岡、譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野高寺\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 605㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とすることを目的に、令和3年8月18日付けにて許可を受けましたが、仮処分等の登記抹消手続きの費用が高額となるため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は田で605㎡でございます。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

前田委員 24番、前田です。この土地は事務局の説明があったように、こうした事情で取り消すということですので、よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページから10ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 木造町西塚越 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 601㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地は、受人の自宅の隣地であり、受人が営む自動車整備・販売の代行業における修理待ち車両用の駐車場として利用する計画です。

農地区分は、第1種農地で、農地法施行規則第33条第4号により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲初垣

内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 132㎡ 外1筆、合計面積 793㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

2つの施設にわたる申請で、各施設のパネル設置面積は、133.2㎡、425.34㎡、パネルの設置率は、竹の繁殖による施設の被害を回避することから、転用面積はそれぞれ36%、64.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町羽場\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 247㎡ 外1筆、合計面積 954㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、430.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、225.09㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬会下\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 971㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、520.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町其倉谷出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 204㎡ 外2筆、合計面積 917㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、430.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 家城、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町真見中出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外1筆、合計面積 21

7 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地とするものです。

申請地は、受人が同時に購入する宅地の隣接地であり、宅地から連続する庭として活用していく計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野東\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,540 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,754 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、860.16 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の49.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八手俣、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 48 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 823 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、398.84 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の48.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 八手俣、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 442 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、243.36 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の55.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知堂垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 85 m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 1,013 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、474.30 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の46.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 太郎生、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生馬ヶ藪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 499 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電



施設用地とするものです。

パネル設置面積は、400.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の80.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 太郎生、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生馬ヶ藪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,828㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、801.80㎡、山林の影回避のため、パネルの設置率は、転用面積の28.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は12,225㎡で、その内訳は田が8,991㎡、畑が3,234㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。10月6日に諸戸部会長、森委員、地元推進委員と事務局と見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_の東200メートルぐらいのところ。何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 2番から4番、お願いします。

事務局 まず2番、10月6日水曜日に諸戸部会長、田口委員、森委員、中野委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました譲受人が太陽光発電をするということで、隣地説明も済んでいて、防草シートを敷くということで、特に問題はないと森委員から聞いております。

3番も、同様の体制で現地確認を行いました。太陽光発電施設用地ということで、隣地への説明も済んでいて、除草も定期的にするということで、特に問題はないと森委員から聞いております。

4番も、同様の体制で現地確認を行いました。こちらも、太陽光発電施設用地ということで隣地へ説明が済んでいて、除草も定期的にするということで、特に問題はないと森委員から聞いております。

議長 5番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。10月6日に前田委員、地元推進委員と事務局とで現地を確認してきました。もう大半が太陽光発電施設用地で、わずか1筆か2筆残った場所で、事務局の説明通り何ら問題無いと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 6番、お願いします。

前田委員 24番、前田です。10月6日に宮本委員、地元推進委員と事務局で現地を確認しました。事務局の説明通り太陽光発電施設ということです。何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議 長 7番、8番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。7番と8番。10月6日に中谷、西森両委員と地元推進委員と白山事務局で現地を見てまいりました。手入れのされた庭のような場所で、庭のまま使われるということでした。8番は、これも6日に中谷、西森両委員と地元推進委員、白山事務局で現地を見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_の一番端です。去年まで農地として利用していたのですが、日当たりの良い場所ですが太陽光に変わるといことで、何ら問題ないかと思えますので、よろしくお願いします。

議 長 9番から13番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。9番、10番は6日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。地権者は耕作する予定は無く、管理に困っており、太陽光発電用地として売却したいということです。11番は八知。これも6日に、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。受人は太陽光発電用地として土地を取得したいということです。12番、13番は太郎生です。6日に地元推進委員と事務局で現地確認いたしました。太陽光発電施設のため土地を購入したいということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町南川原 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,090㎡ 外3筆、合計面積 3,042㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地を一時転用し、砂利採取するものです。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域ですが、砂利採取を目的とした一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で3,042㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。6日午後に現地を確認してまいりました。会長、部会長、地元推進委員と事務局で見てまいりました。場所は \_\_\_\_\_ から南へ500メートルほど行ったところ。問題ないと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町風早 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 496㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の使用貸借を設定し、申請

地を農家住宅用地とするものです。

すでに造成した旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は田で496㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番、田口です。6日に諸戸部会長、森委員、中野委員、地元推進委員、事務局で現地を見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_から北へ200メートルぐらいのところ。事務局の説明通りです。何の問題もないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で37,033㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,076㎡、契約件数は15件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,048㎡、畑の使用貸借で488㎡、契約件数は4件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,668㎡、契約件数は4件でございます。

美杉地区につきましては、契約はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて51,749㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて3,564㎡、合計契約件数は23件、合計面積は55,313㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区7件、一志地区1件、白山地区1件で、合計9件、合計面積は28,748㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で39.2%、面積で52%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。整理番号9についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この\_\_\_\_\_委員の1件についていかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長

\_\_\_\_\_委員、入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議を

いただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第10回第2農地部会を閉会します。

午後2時40分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年10月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_